

稲城市生産緑地地区の買取申出の必要書類

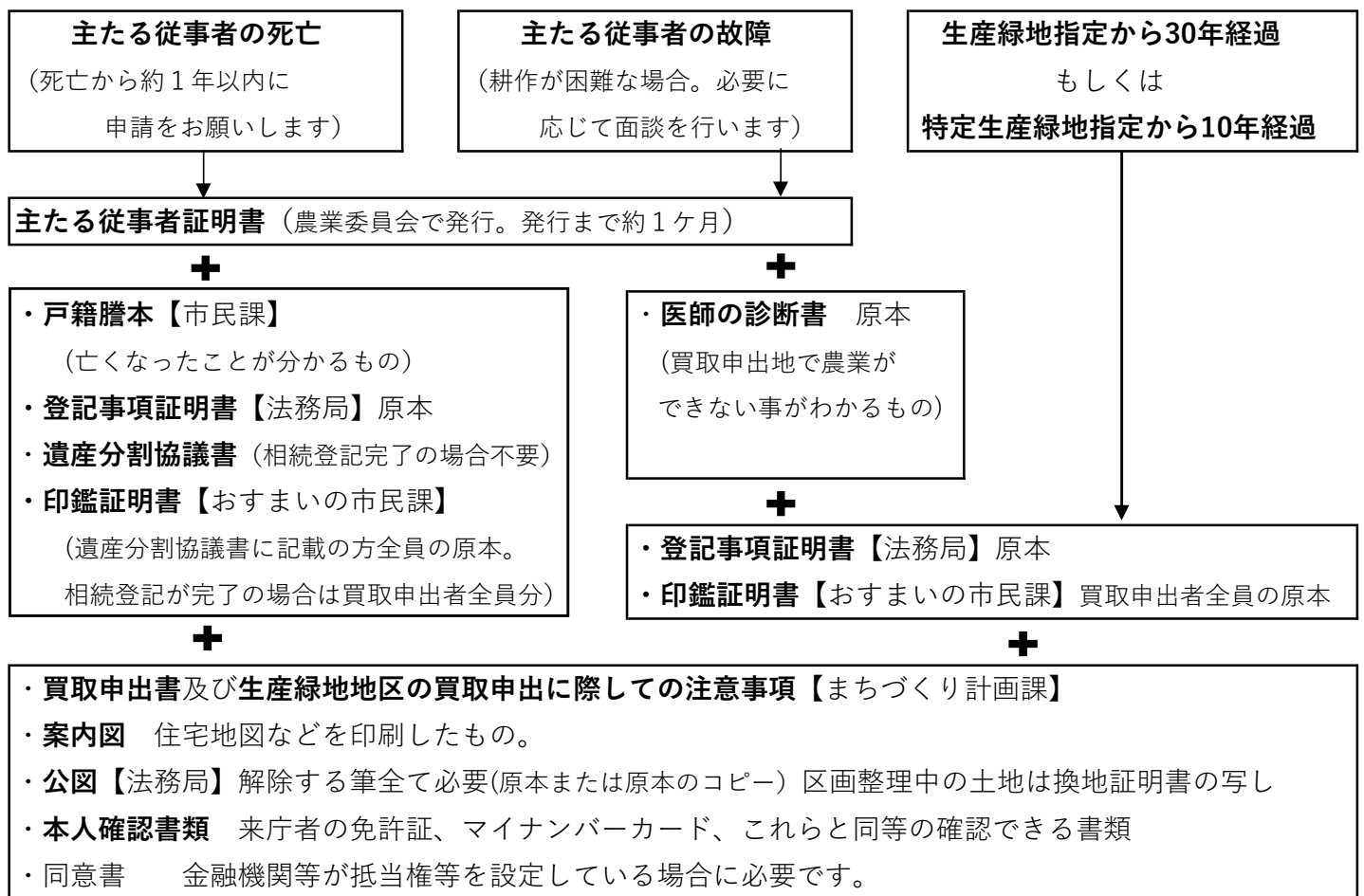
まちづくり計画課

▼買取申出書受取り時の注意事項▼

- ・土地所有者と同居親族又は相続人の方にお渡しします。代理人をたてる場合、委任状が必要です。
- ・ご本人確認書類をお持ちください(免許証、マイナンバーカード、これらと同等の確認できる書類)
- ・代理人が来庁の場合は委任状と代理人の本人確認書類をお持ちください。

▼買取申出書提出時の注意事項▼

- ・来庁されない申出者の方は、来庁する申出者に届出等を委任する委任状が必要です。
- ・代理人が申請する場合、申出者全員が同じ代理人に委任する委任状が必要です。
- ・委任状は自署の場合は印鑑不要です。自署でない場合は実印で押印をお願いいたします。
- ・不足書類がある場合、書類のお預かりはいたしません。



※分筆して一部を買取申出する場合、解除の筆、継続の筆両方の公図と登記事項証明書を持参して下さい。

※下水道課で受益者負担金の有無の確認をお願いします。

◎買取申出提出後の流れ◎

- ・1か月以内に稲城市等が買取するか判断し、買取の有無の通知を郵送します。
 - ：買取らない場合→農業委員会を通じ2か月間農業者へ斡旋します。
 - ：買取する場合→買取協議をします。
- ・買取申出から3か月以内に斡旋が成立しない場合、生産緑地法の行為の制限解除となります。
(例：申出受理日が4月1日の場合、行為制限解除日は7月2日になります。)

行為の制限解除の通知及び都市計画変更告示の通知を希望される場合は、

【生産緑地地区の買取申出に際しての注意事項】に記入されている方に通知をお送りいたします。